

令和4年1月28日時点

(随時更新予定、黄色部分が最新の更新箇所)

【拠点において推進する研究開発について】

問 1. 集積回路の研究開発の方向性として示されている「①半導体素子・回路の微細化」「②新しい材料、プロセスの探索（新しい素子、プロセスの開発も含む）」「③新しい設計・原理の探索（新しいアルゴリズム、設計手法の開発も含む）」のうち、特に②③の軸を切り口として研究開発を行うこととされているが、①を中心としたテーマを提案することは可能か。

(答)

本事業の趣旨、予算額等を勘案すると、公募要領「3-1-3. 拠点における研究開発の推進」のとおり、基本的には②と③の軸を切り口とした研究開発が中心となると想定しています。一方、②や③の研究開発を進める中で必要となる集積可能性の検討を妨げるものではありません。

【拠点の運営体制について】

問 2. 公募要領「3-2-2. 拠点長の役割」に「拠点長は、10年間にわたり、拠点をリードしながら、拠点の存在を国内外にアピールして多様な人材を結集させること等が重要な役目となる」と記載されているが、事業実施期間中に拠点長を交代させることは可能か。

(答)

拠点長の選定に当たっては、中長期的に拠点の取組を推進できるという観点に限らず、集積回路の関連分野でトップレベルの業績を上げていること、拠点運営で強力な牽引力を発揮できる有能な研究者であること、集積回路をシステムとして俯瞰できることなど、公募要領「3-2-2. 拠点長の役割」等を踏まえ、総合的に判断してください。また、退職等のやむを得ない理由がある場合など、事業推進委員会において交代が必要であると判断された場合には、交代を承認する場合があります。

問 3. 連携機関の代表研究者について、提案様式「拠点構想の概要（様式1）」に部局等を記載することとなっているが、拠点長の下で研究や教育を実施する教員の属する組織の代表という理解でよいか。また、連携機関の代表者は研究者でよいか。

(答)

連携機関の代表研究者は、連携機関において事業に参画する者のうち代表となる研究者です。

問 4. 参画する研究者が本事業の他の申請と重複しても支障はないか。

(答)

本事業の各拠点構想間での研究者の重複については、拠点長及び連携機関代表研究者の候補者を除き、特に制限を設けておりませんが、各拠点において求められる活動が十分に行われることが前提であることを十分に留意ください。(仮に重複する場合においては、当該研究者のエフォートの算出にあたっては、各拠点の活動に重複がないようにしてください。) 拠点長及び連携機関代表研究者の候補者については重複した申請は不可です。

問 5. 公募要領「5-1-2. 連携機関の要件」に、「代表機関との間で事業の実施に必要となる契約等（以下「再委託契約」という。）を締結して参加する」とある。再委託契約を締結せず拠点の取組に参画する機関がある場合、位置付けはどのようなになるか。

(答)

公募要領「9-1-2. 再委託契約について」に記載しているとおり、代表機関が事業を実施するに当たって、本委託契約の一部を連携機関に委託する場合は、代表機関は連携機関との間において再委託契約を締結することとしています。再委託契約を締結せず拠点の取組に参画する機関がある場合等には、「協力機関」と位置付けるなど、連携機関とは区別して記載してください。なお、公募要領「3-1. 拠点における実施内容」や「3-2. 拠点の運営体制」に記載しているとおり、本事業においては企業が拠点の取組に参画することが望ましいとしており、再委託契約を締結しない場合には「協力機関」と位置付けてください。

問 6. 海外企業が連携機関に参画する場合には、海外企業の日本法人でなければならないのか。

(答)

公募要領「5-1-2. 連携機関の要件」に記載しているとおり、連携機関の対象となる機関は「日本国内の機関（法人格を有する者に限る。）」です。日本の法人格を有しない海外企業が参画する場合には、問 4 のように「協力機関」と位置付けるなど、連携機関とは区別して記載してください。

問 7. 海外からの留学生や、海外出身の社員が参画する際の制限はあるか。

(答)

「研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略推進会議決定）等を踏まえ、各機関において適切に対処してください。なお、必要に応じ、審査の過程で、研究インテグリティの確保に係る情報について追加提出を求める場合があります。

【提案様式「代表研究者の基本情報（添付様式2）」について】

問 8. 提案様式「代表研究者の基本情報（添付様式2）」の「所属機関・組織」について、所属機関や役職が複数ある場合にはすべて記載する必要があるか。また、「他制度での助成等の有無（申請中も含む）」について、国内の競争的研究費資金のみ記載すればよいか。

（答）

「所属機関・組織」については、記載欄を適宜追加し、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）について記載してください。また、「他制度での助成等の有無（申請中も含む）」については、国内の競争的研究費資金のみならず、国外も含めた研究資金を記載してください。記載欄が足りない場合には適宜追加して構いません。

<参考：「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（抜粋）>

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

- ② 応募時に、研究代表者・研究分担者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類や共通システムに記載させる。

【提案様式「本事業に関連する外部資金獲得実績の概要（添付様式3）」について】

問 9. 提案様式「本事業に関連する外部資金獲得実績の概要（添付様式3）」について、国内の競争的研究費資金のみ記載すればよいか。

（答）

国内の競争的研究費資金のみならず、国外も含めた研究資金を記載してください。記載欄は適宜追加して構いません。

【提案様式「資金計画（様式7）」について】

問 10. 提案様式「資金計画（様式7）」について、「代表機関以外においては、代表機関からの再委託となるため総額の50%を超えてはならない」とあるが、これは「代表機関以外を全てまとめた額が50%を超えてはならない」ということでよいか。

（答）

原則として「代表機関以外を全てまとめた額が50%を超えてはならない」という趣旨です。

【研究開発計画や実施体制の変更について】

問 11. 研究開発計画や実施体制を研究開発期間中に変更することは可能か。

(答)

本事業では、PD を委員長、PO や産業界・学術界を代表する有識者等を委員とする「事業推進委員会」を設置し、各拠点の運営方針や計画の確認、活動の進捗や成果の評価を行います。進捗状況や成果を踏まえ、事業推進委員会において、事業の成果の最大化のための合理的な理由がある場合など、計画や体制の変更が真に必要であると判断された場合などに限り、変更を承認する場合があります。

【ページ数や文字数の制限について】

問 11. 添付様式 4 などの一部の項目において、ページ数や文字数の制限が設けられているが、提案書全体としてページ数制限はあるか。

(答)

提案書全体としてのページ数制限は特に設けていませんが、冗長になることは厳に避けてください。

以上